

清瀬市木造住宅耐震改修等助成 手続きの流れ

1 事前相談

助成を希望される方は、必ず事前に都市計画課までご相談ください。

2 申込

清瀬市耐震改修等助成金交付申込書に、以下の書類を添えて都市計画課に申込みしてください。

- (1) 耐震改修等に係る費用の見積書の写し
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 助成対象住宅の所有権者を確認できる書類（建物全部事項証明）
- (4) 所有権を共有している住宅は、共有者全員の代表者であることが確認できる書類（様式は任意ですが、市作成の参考様式をお渡し可能です。必要に応じてお声がけください。）
- (5) 市税納税状況に関する調査の同意書
- (6) 助成対象住宅の耐震改修に係る設計図書の写し
- (7) 施工業者の建築工事業許可書等の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

※ 申込は、必ず耐震改修等工事の契約を締結する前に行なってください。

※ 除却については、(6)の書類は不要です。

※

3 交付決定

交付申請書を審査し、適当と認めるときは、清瀬市木造住宅耐震改修等助成金交付決定通知書にて申込者に通知します。

4 施工業者との契約

交付決定通知を受けた後、施工業者との契約を行なってください。

5 耐震改修等の実施

耐震改修等を実施します。

6 完了報告

耐震改修等が完了したら、清瀬市木造住宅耐震改修等完了報告書に下記の書類を添えて、都市計画課に報告してください。

- (1) 工事に要した費用の領収書及び明細書の写し
- (2) 工事に係る契約書の写し
- (3) 工事前、工事中及び工事後の写真
- (4) 診断機関が発行する耐震改修結果報告書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

※ 完了報告の期限は、当該交付決定日の属する年度の2月末日までとなります。事業が完了したら速やかに報告書の提出をお願いします。

※ 除却については、(4)の提出は不要です。

7 助成金額確定

完了報告書の内容の審査等を行い、適正と認めたときは、交付すべき額を確定し、清瀬市木造住宅耐震改修等助成金交付額確定通知書により通知します。

8 助成金交付請求

助成金額確定通知書を受けた後、下交付請求書を都市計画課に提出してください。

9 助成金受領

指定の金融機関に口座振込します。